多度津町企業立地促進条例

■多度津町企業立地促進条例とは

多度津町では、地域経済の発展、産業の高度化及び活性化、雇用機会の拡大並びに人口減少の抑制を図るため、町内に工場等施設を設置する企業に対する助成制度を設けています。

【工場•運輸施設•物流拠点施設】

助成要件	◎以下の両方の要件を満たすこと。
	ア. 土地を除く投下固定資産額 1 億円以上
	イ. 新規常用雇用者数 5人以上
助成金額	◎当該施設の設置に対して新たに課された固定資産税(土地に係るものを除くものとし、操
	業開始日の3年前の日以後に取得したものに係るものに限る。) の収納額に相当する額以内
	・交付期間:新たに固定資産税が課される年度から3年間
	・限度額:3年間で 5億円

【試験研究施設】

助成要件	◎以下の両方の要件を満たすこと。		
	ア. 土地を除く投下固定資産額 1億円以上		
	イ. 新規常用雇用者数 3人以上		
助成金額	◎当該施設の設置に対して新たに課された固定資産税(土地に係るものを除くものとし、操		
	業開始日の3年前の日以後に取得したものに係るものに限る。) の収納額に相当する額以内		
	・交付期間:新たに固定資産税が課される年度から3年間		
	・限 度 額:3年間で 5億円		

【情報処理関連施設】

助成要件	【コールセンター以外(ソフトウェアハウス、データセンターなど)】
	◎新規常用雇用者数 5人以上
	【コールセンター】
	◎新規常用雇用者数 25人以上
助成金額	【共通項目】
	◎当該施設の設置に対して 新たに課された固定資産税 (土地に係るものを除くものとし、操
	業開始日の3年前の日以後に取得したものに係るものに限る。) の収納額に相当する額以内
	・交付期間:新たに固定資産税が課される年度から3年間
	・限度額:3年間で 5億円
	【コールセンターのみ追加助成】
	◎新規常用雇用者数×20万円(初年度のみ)
	◎新規短時間労働者数×10万円(初年度のみ)

【地方拠点強化施設】(本社機能移転)

助成要件	◎新規常用雇用者数 3人以上
助成金額	◎当該施設の設置に対して新たに課された固定資産税(土地に係るものを除くものとし、操
	業開始日の3年前の日以後に取得したものに係るものに限る。) の収納額に相当する額以内
	・交付期間:新たに固定資産税が課される年度から3年間
	・限 度 額:3年間で 5億円
	◎新たに本町において住民登録をする者の数×20万円(初年度のみ)

■各用語の説明

工場	物の製造又は加工の用に供する施設をいう。
運輸施設	道路、鉄道、船舶若しくは航空機による旅客若しくは貨物の運送事業、倉庫業又は運
	輸に付帯するサービス業の事業の用に供する施設をいう。
物流拠点施設	製造業、卸売業又は小売業を営む者が、その製品、商品、原材料その他の物資の流通
	を目的に行う当該物資の包装、荷役又は保管の用に供する施設であって、県の区域を
	越える物流の拠点となるものをいう。
試験研究施設	技術革新の進展の即応した高度な工業技術(バイオテクノロジーに係る技術を含む。)
	を開発し、又は当該工業技術を製品の開発若しくは生産に利用するための試験又は研
	究の用に供する施設をいう。
情報処理関連施設	情報処理の促進に関する法律第2条第3項に規定する情報処理サービス業若しくはソ
	フトウェア業又はこれらに類する事業の用に供するものをいう。
地方拠点強化施設	地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設又はこれに類する施設をい
	う。
コールセンター	情報処理関連施設のうち、コンピューター、電話等の通信回線を用いて、顧客からの
	受注、問い合わせ対応等の業務を専門的かつ集中的に行うものをいう。
投下固定資産額	当該工場等施設の設置に必要な地方税法第341条に規定する土地、家屋及び償却資
	産の取得価額をいう。
新規常用雇用者	当該工場等施設の設置に伴い新たに増加する従業員のうち、雇用保険法第7条の規定
	による届出により、同法9条第1項の確認を受けた者で、1週間の労働時間が30時
	間以上であり、かつ、町内に住所を有するものをいう。
新規短時間労働者	当該工場等施設の設置に伴い新たに増加する従業員のうち、雇用保険法第7条の規定
	による届出により、同法9条第1項の確認を受けた者で、1週間の労働時間が20時
	間以上30時間未満であり、かつ、町内に住所を有するものをいう。
操業開始日	当該工場等施設の設置を完了し、その設置目的の事業を開始する日をいう。

■助成金交付までの流れ

